

社会福祉法人進和福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人進和福祉会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人の役員及び評議員に対しての報酬は無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 費用弁償を支給する業務として次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会、評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会

2 費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

区 分	1日あたりの額
住所が総社市内にある者	3000円
その他の者	3500円

3 施設職員であって、法人役員を兼務するものについては、支給しない。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年7月1日から施行する。(令和4年2月10日評議員会決議)